

中国共産党の幹部管理政策

「党政幹部」と非共産党組織

諏訪一幸

四半世紀に及ぶ改革開放政策を経て、中国の経済、社会、そして人々の意識が大きく変化してきている。しかし、こうした変化にもかかわらず、また、ソ連・東欧の社会主義体制崩壊にもかかわらず、中国では依然として共産党による一党体制が続いている。この体制は一体、いかなる制度によって保証され可能となっているのであろうか。

筆者は、中国共産党による強力な幹部（国家建設を担うエリート）管理メカニズムの存在こそ、その核心であると考え⁽¹⁾。中華人民共和国の歴史において政治体制改革が最も鮮明に打ち出された第13回党大会（1987年）路線においてですら、従来からの幹部管理政策にメスが入れられなかったことが⁽²⁾、党における現行幹部管理制度の重要性を物語る。

本稿は、中国共産党が行う幹部管理の実態解明を目的とする。その際の第一の課題は、「党政幹部」概念の明確化と、それに基づく幹部管理枠組みの提示である。幹部問題について言及される時、中国では「党政幹部」という表現が用いられることが少なくないが、この概念は極めて曖昧である。「党政」概念を明確にしない限り、中国の幹部管理政策について語ることはできない。そして、第二の課題は、党外組織に対する共産党の人事指導の実態把握である。なぜなら、党外組織に対する強力な指導力が認められて初めて、一党体制の可能性を語るからである。

「編制」制度

「党政幹部」概念を定義するにあたってとりあえずの参考となるのが、党中央名義で出された「党政指導幹部選抜任用工作条例」（2002年7月23日公布・施行。以下、「選抜任用工作条例」）の第4条である⁽³⁾。それによると、「党政幹部」とは、中央レベルでは「中共中央、全人代常務委員会、国務院、全国政治協商会議（政協）及び中央紀律検査委員会の各工作部門或いは各機関内部に設けられた機構。最高人民法院及び最高人民検察院と両機関内部に設けられた機構」の各職員、地方レベルでは「県級以上の各級地方党委員会、人民代表大会（人代）常務委員会、政府、政協、紀律検査委員会、人民法院、人民検察院及びそれぞれの工作部門或いは各機関内部に設けられた機構。以上の工作部門内部に設けられた機構」の各職員を指す。更に、「県級以上の党委員会及び政府機関に直属する事

業単位」や「工会、共産主義青年団（共青団）及び婦女連合会（婦女連）といった人民団体」の各職員及び一部非党員幹部の採用や任用も本条例を参照する、とされている。

つまり、「党政」とは、単に共産党と国家機構を意味するのではなく、政協や人民団体をも含むより広範な概念なのであるが、そのように主張するためには、何らかの制度的裏付けを示す必要がある。筆者は、それを中国特有の機構編制制度に求める。

中国では、非公有制企業を除いたほとんどの組織が「編制（biānzhì）」（以下、編制）と呼ばれる特異な機構編制制度に組み入れられ、事実上、公的機関として扱われているのである。従って、その定員数や組織編制は政府（或いは共産党）によって決定され、職員給与や事務経費を含む活動経費は国家・地方財政から支出される。そして、編制は、組織の性質、組織の機能、国家との経済関係という3つの基準に従い、「国家機関編制」（或いは「国家行政編制」）、「国家事業編制」、「国家企業編制」及び「軍事編制」という4つの類型に分類される⁽⁴⁾。

本稿での検討対象である各組織はいずれも国家機関編制に属すが、本編制で網羅される対象は、次の通り、極めて広範囲に及び、しかも多様である。「中国共産党の各級党委工作部門、顧問委員会、紀律検査委員会及びその工作機構。各級人代常務委員会の事務機構。各級政府工作部門及びそれに付随する行政機構、各種非常設機構、各級政府が管轄地以外の地域に設けた事務機構。各級検察院、法院及びその派出機構。各級政協、各民主党派及び工商連の事務機構。工会、共青団、婦女連など全国的規模をもつ主要社会団体（人民団体）の工作機構」⁽⁵⁾。

筆者が目にするのは、共産党、民主党派、そして一部の社会団体までもが公的機関として扱われている点である。

編制によると、唯一の指導政党である共産党機関の活動経費は公的財政によって支えられていることになっているが、筆者の知る限り、それを示す体系的資料或いは文書は明らかにされていない。しかし、以下の点は、給与などの各種経費が国家・地方財政から支出されていることを示す傍証とみなすことができる。第一に、「党・国家機関の中国共産党基層組織工作条例」（1998年3月30日）によると、職員総数の1-2%を目途に配置されている政府機関内の党務専従者は行政機関職員として扱われ、機関党組織は行政編制に組み込まれている⁽⁶⁾。第二に、中央台湾工作弁公室（國務院台湾事務弁公室）や中央対外宣伝弁公室（同新聞弁公室）のように、党中央の看板と國務院の看板を同時に掲げている機関の職員は、国家公務員として扱われている⁽⁷⁾。第三に、「中華人民共和国予算法」第4条1項は、「中央政府予算は中央各部門の予算からなる」としているが、同「実施条例」（95年11月22日）第3条によると、この「中央各部門」には国家機関や軍隊のみならず、「政党組織と社会団体」も含まれる⁽⁸⁾。なお、企業内党組織の活動経費（党内会議開催経費、党内宣伝教育・組織活動経費など）について、「党組織の活動経費に充てる党費が不足した際、不足部分は企業管理費をもって解決する」、「活動経費中、企業管理費から支出される部分は、毎年の企業財務計画に含める」などとされていることは⁽⁹⁾、活動経費面

において党が他組織にいわば「寄生」している実態を如実に物語っている。因みに、企業内党組織の活動経費は、当該企業の年間標準賃金総額の0.5～1%程度となっている⁽¹⁰⁾。

では、党員が納める党費は一体何に使用されるのだろうか。中央組織部の関連規定に基づくと、党費の使用範囲は次の4分野に限定されている。第一に、党員に対して行う教育・訓練費用の補充経費、第二に、党員が日常的に政治理論を学習する、或いは業務上の事項を学習するうえで必要な資料などの購入経費、第三に、先進的な党組織及び優秀な党員を表彰する際の活動経費、そして第四に、工作・労働能力を失った党員及び特殊な困難を抱えた党員に対する救済・補助経費である⁽¹¹⁾。つまり、党費は、党機関職員の給与や事務所経費など、ある組織の活動経費中、通常であればその中核を構成すべき経費としては使用されないのである。

民主党派については次のような規定がある。1983年1月、中央書記処と国务院は、民主党派責任者と機関幹部は国家幹部として当然の政治・経済的待遇を享受できること、各民主党派の機関経費は中央及び地方財政予算に組み込まれるべきこと、などを求めた中央統戦部意見書の通達に同意する旨表明している⁽¹²⁾。また、87年6月に中央統戦部、労働人事部及び財政部が共同で出した通知は、民主党派機関職員の増員に関する必要経費は地方財政が解決するとしている⁽¹³⁾。さらに、88年11月の国家機構編制委員会通知によると、「国务院各部門及び全人代、全国政協、最高人民法院、最高人民検察院、民主党派などの工作機構は、行政編制として扱われ、経費も行政経費から支出する」とされているのである⁽¹⁴⁾。中国で出版された関連辞典には、「民主党派中央機構は中央国家機関なので、その必要経費は行政経費から支出される」との記述もある⁽¹⁵⁾。

数ある社会団体のうち、工会、共青团、婦女連合会などは「人民団体」と称され、他の社会団体と異なる特別の政治的・社会的地位を与えられている。そして、人民団体は、政協の構成組織として、国家機関編制対象に数えられている⁽¹⁶⁾。

このように、中国には、憲法が規定する国家機構（人代や政府機関）に止まらず、共産党や政協までもが国家財政によって養われるという政治構造が存在している。つまり本節冒頭で引用した「選抜任用工作条例」第4条で列挙される各組織に、民主党派や人民団体などの政協構成組織を加えた総体が「党政機関」であり、これらの組織に属する職員の総体が「党政幹部」なのだと言えよう。そして、「党政幹部」概念成立の制度的保証の大本を成すのがこの「編制制度」であり、共産党による一党指導と、共産党に対する党外組織の従属的性格（後述）を決定付けているのである。

採用制度に見る「党政幹部」の枠組み

計画経済期中国の公務員採用は、「国家による統一分配」採用（対象は大学及び専門学校卒業生）、「退役軍人」採用、「計画的吸収」採用（対象は都市部の知識人青年）といった複数の中国共産党の幹部管理政策 「党政幹部」と非共産党組織

制度に従って行われており、採用に当たって試験が課されることはほとんどなかった⁽¹⁷⁾。しかし、改革開放期に入ると、このような採用制度は経済発展にとって適当でないとの反省が生まれ、1980年代中頃以降から新たな方策の検討が始まった。その結果、93年10月1日を期して、「国家公務員暫定条例」(以下、「暫定条例」)が國務院によって施行に移され⁽¹⁸⁾、翌94年には、「暫定条例」に基づく初の国家公務員採用試験が行われたのである。

「暫定条例」第13条によると、国家行政機関が公開試験で採用するのは「主任科員以下の非指導的職務に就く国家公務員」であるが、第9条及び第10条は、「指導的職務」と「非指導的職務」、個別の職務に設けたランク付けという2つの基準を以て、次のように国家公務員の職務を分類している。まず、指導的職務とされるのは、総理(1級)、副総理及び國務委員(2-3級)、部長と省長及びそれに該当するポスト(3-4級)、副部長と副省長及びそれに該当するポスト(4-5級)、司長と庁長及びそれに該当するポスト(5-7級)、副司長と副庁長及びそれに該当するポスト(6-8級)、処長と県長及びそれに該当するポスト(7-10級)、副処長と副県長及びそれに該当するポスト(8-11級)、科長と郷長及びそれに該当するポスト(9-12級)、そして、副科長と副郷長及びそれに該当するポスト(9-13級)である。次に、非指導的職務とは、巡視員(5-7級)、巡視員補佐(6-8級)、調査研究員(7-10級)、調査研究員補佐(8-11級)、主任科員(9-12級)、副主任科員(9-13級)、科員(9-14級)、そして、事務員(10-15級)である。従って、試験採用される国家公務員とは、主任科員、副主任科員、科員及び事務員という4職務になる。

「暫定条例」に従い、「国家行政機関が主任科員以下の非指導的職務に就く国家公務員を公開試験で採用している」に止まるのであれば、「党政幹部」の概念は成り立たないし、このような制度を考察する必要性もない。中国の国家公務員採用制度は、実は独特の運用方法と関連規定の存在によって、実質的な党政幹部採用制度へと変質・拡大しているのである。それは、第一に、採用が党の人事組織(中央組織部)と國務院の人事組織(人事部)の共同管理によること、従って、採用も党職員と国家公務員の一括採用となっていることであり、第二に、「暫定条例」以外に、これを「参照試行」する、或いは「参照管理」する制度が存在していることである。

党政両関連組織による共同管理という問題を理解するためには、「暫定条例」施行後の採用史を振り返ってみるのが有益である。1994年、第一回国家公務員採用試験が実施されたが、事前報道では、「中央の国家行政機関は主任科員以下の国家公務員462名を採用する予定である」となっている⁽¹⁹⁾。つまり、当初の採用試験は人事部のみの主管であり、従って、採用機関も中央国家行政機関に限定されていたのである。これが、翌95年の募集時には、国家行政機関以外に、「中央弁公庁、中央紀律検査委員会、中央対外連絡部などの党中央直屬機関も積極的に参加した」と、参加対象が党にも拡大した⁽²⁰⁾。更に、96年には、「中央組織部及び国家人事部は中央紀律検査委員会、全人代、政協機関、中国民主同盟(民盟)中央機関、國務院弁公庁及び全国総工会などの部門と単位を組織し、主任

科員以下の党機関工作者、国家公務員及びその他機関の工作人員を公開採用する」となった⁽²¹⁾。この年から、党中央組織部と国务院人事部による共同管理方式が始まり、採用対象も党、国家及びその他の機関という3分野に拡大したのである。98年になると、「中央と国家機関が機関工作人員と国家公務員を試験採用する工作は、中央組織部と人事部によって組織される」ようになった⁽²²⁾。この一文から全てを判断することは困難であるが、人事部が責任を負うべき試験採用対象が「国家機関の公務員」に限定されるであろうことから判断すると、中央組織部が責任を負うべき採用領域は「中央の機関工作人員」ということになる。そして、2000年には、「中央組織部と人事部は、69の中央機関及び国家機関を組織し、主任科員以下の非指導的職務に就く機関工作人員と国家公務員計600人余りを公開試験採用する」ようになった⁽²³⁾。こうして、「中央組織部と人事部の共同管理」で、「中央機関と国家機関」の「主任科員以下の非指導的職務に就く機関工作人員と国家公務員」を公開試験で採用するという、現在の幹部採用方式が確立されたのである。

党政両組織による共同管理方式に制度的根拠を与えているのが、第二点の「参照試行」制度と「参照管理」制度の存在である。作成に関与した人事部の資料によると、「党機関、人代や政協などの機関は、仕事の性質、職員に対して求められる素養及び職員管理方法が行政機関と大体同じなので、『暫定条例』を参照試行して、主任科員以下の職員を公開採用する」ことになっている。そして、「政協など」の「など」は、8つの民主党派と中華全国工商業連合会（全国工商連）であることが示されている。「参照管理」については、「一部の重要な社会团体は党政機関に類似した職能を担っているので、その人員管理は『暫定条例』を参照して行うのが適当である。中央の決定に基づき、18の重要な社会团体は公務員制度を参照して管理を行う」とされている⁽²⁴⁾。

「党政幹部」とは、従って、共産党を示す「党」と公務員を示す「政」に止まらず、人代、政協、民主党派及び一部の社会团体幹部までも含む、極めて広範な概念であることが以上によっても確認された。

共産党、全人代、全国政協、民主党派中央及び全国工商連は「暫定条例」を受け、それぞれ独自の「参照試行」規定に基づいて採用とそれ以降の管理を行っている。

「暫定条例」公布1ヵ月後の1993年9月13日、党中央は、「中国共産党機関が『国家公務員暫定条例』を参照試行することに関する中央組織部の実施意見」（以下、「実施意見」）を下部機関に通達している⁽²⁵⁾。これによると、共産党の場合、指導的職務は、総書記及び政治局常務委員（1級）、政治局委員、同候補委員、中央書記処書記及び中央紀律検査委員会書記（2-3級）、部長、省委書記及び中央紀律検査委員会副書記（3-4級）、副部長、省委副書記及びそれに該当するポスト（4-5級）、局長、省委部長、地委書記及びそれに該当するポスト（5-7級）、副局長、省委副部長、地委副書記及びそれに該当するポスト（6-8級）、処長、地委部長、県委書記及びそれに該当するポスト（7-10級）、副処長、地委副部長及びそれに該当するポスト（8-11級）、科長、県委部長、郷委書記及びそれに
中国共産党の幹部管理政策 「党政幹部」と非共産党組織

該当するポスト(9-12級)、そして、副科長、県委副部長、郷委副書記及びそれに該当するポスト(9-13級)からなる。これに対し、非指導的職務は、巡視員(5-7級)、巡視員補佐(6-8級)、調査研究員(7-10級)、調査研究員補佐(8-11級)、主任科員(9-12級)、副主任科員(9-13級)、科員(9-14級)及び事務員(10-15級)からなる。このように、職務の名称は一部異なるものの、ランク付けとその数は、先に見た国家公務員のそれと完全に重なっている。

また、採用形態については、「科長級以下の工作人員の採用は公開試験(或いは一定の競争的要素を備えた試験)による。採用試験は国家公務員採用試験の関連規定を参照して行う」とされている。党中央機関には一般的に、指導的職務に属する科長及び副科長ポストは設けられていないので、試験採用対象は結局、「主任科員以下の非指導的職務に就く工作人員」となり、この点においても国家公務員制度と一致するのである。

全人代常務委員会機関及び全国政協機関についても、共産党のケースと同じである⁽²⁶⁾。即ち、「暫定条例」施行の翌年出された「参照試行実施方案」(通達機関は中共中央弁公庁)によると、両機関とも、「科長級以下の工作人員の採用は公開試験(或いは一定の競争的要素を備えた試験)による。採用試験は国家公務員採用試験の関連規定を参照して行う」とされているのである。各民主党派中央及び全国工商連の場合も、その「実施方案」によると、「機関工作人員の採用は、『暫定条例』の関連規定を参照して執行する」とされる⁽²⁷⁾。

次に、「参照管理」制度について見る。この制度が適用されるのは、前述の通り18の「重要な社会団体」であり、それぞれに「参照管理実施方案」がある。これらのうち、いわば共産党の外郭団体的性格を強く帯びているがゆえに、他組織に比して高い政治的地位が付与されているのが工会、共青团及び婦女連である。中央組織部が出した「実施方案」によると、共青团機関と婦女連機関については、「機関工作人員の採用は『暫定条例』の関連規定を参照して行う」との一節があり、工会機関については、「科長級以下の工作人員の補充は公開試験による。具体的な試験工作は国家公務員採用試験の関連規定を参照して行う」とある⁽²⁸⁾。また、中国科学技術協会、中華全国帰国華僑連合会、宋慶齡基金会、中国法学会、中国人民对外友好協会、中国人民外交学会、中国国際貿易促進委員会、中国障害者連合会及び中国紅十字会總會については中央組織部と人事部の連名で、中華全国台湾同胞連誼会と黄埔軍校同学会については中央組織部、中央統戦部及び人事部の連名で、そして、中国文学芸術界連合会、中国作家協会、中華全国新聞工作者協会及び中国職工思想政治工作研究会については中央組織部、中央宣伝部及び人事部の連名で、それぞれ「実施方案」が出されている。これら15団体についても、「科長級以下の機関工作人員は公開試験採用する。試験採用の方法と手順は、国家公務員採用試験の関連規定を参照して行う、或いは「機関工作人員の採用は、『暫定条例』の関連規定を参照して行う」とされている⁽²⁹⁾。

実際、2000年の試験で採用対象となった69の「中央機関及び国家機関」には、共産党の各直属機関、全人代、全国政協、國務院各組織、8つの民主党派、全国工商連、9つ

の主要社会団体などが幅広く網羅されている⁽³⁰⁾。そして、2003年にはこれが104部門、約5,400名にまで拡大している⁽³¹⁾。

人民解放軍の兵士も当然のことながら国家公務員である。彼らは、「兵役法」、「現役軍官法」、「軍官階級条例」などの関連法規をもって、徴兵・採用、昇進から退役までの全過程を管理されている。そして、本節で扱う採用制度との関連で述べれば、退役軍人の再就職問題解決の一環として、中央政府機関は「営職以下の軍人」を対象とする試験制度を導入し、「主任科員以下の非指導的職務に就く公務員」として彼らを採用している⁽³²⁾。

以上、本節の考察から、中国の「党政幹部」管理制度は、国家公務員制度を基に、党中央組織部と国务院人事組織の共同管理による採用試験制度、「参照試行」と「参照管理」制度という2大要素によって、その基本的骨格が形成されていることが判明した。

本節終りに示した表1 表4は、各党政組織間の幹部管理形態を比較すべく筆者が作成したものである。各組織の幹部管理体系間に見られる類似性から、「党政幹部」という一つ概念で語られる理由や必然性が明確に認識できよう。以下は表理解のための補充説明である。

第一の点は、幹部職務のより細かい分類についてである。

「実施意見」によると、共産党の場合、「副処長級から部長級までの選任によらない指導的職務と非指導的職務ポストに空きができた場合には、機関内部から昇進させることができ、また、党のその他の機関或いは国家機関、人民団体、企業・事業単位から職務条件にあう者を任用してもよい」となっている。従って、指導的職務は、総書記から中央紀律検査委員会書記に至る「(中央委員会の)選任による指導的職務」と、部長級から副科長級に至る「選任によらず、また、主として機関内部での昇進による指導的職務」に、また、非指導的職務は、巡視員以下の「主として機関内部での昇進による非指導的幹部」と、主任科員以下の「公開試験採用と機関内部での昇進による非指導的職務」(ただし、事務員の採用は公開試験のみによる)とに、それぞれ二分できるのである。

共産党に見られる分類方式は他組織の雛型となっている。

「暫定条例」には具体的な記述はないものの、国务院の場合、総理、副総理及び国务委員が「(全人代の)選任による指導的職務」である点を除き、その職務と共産党内職務の分類は完全に重なっている。

全人代常務委員会及び全国政協の場合も、ランク付けとその数ともに、共産党、国务院と同じである。また、それぞれの機関幹部も、「職務名称表」⁽³³⁾にリストアップされた「(全人代或いは全国政協の)選任による指導的職務」(「選任」とはいうものの、実際には中共中央が決定)と、それ以外の「選任によらず、また、主として機関内部での昇進による指導的職務」、「主として機関内部での昇進による非指導的職務」及び「公開採用と機関内部での昇進による非指導的職務」によって構成されている。党内序列の上位4名が党総書記、全人代委員長、国务院総理及び全国政協主席からなるのは、このような制度的類似性にも基づくのである。

民主党派中央と全国工商連については、以下の2点を除き、上記4組織とほぼ同様である。第一に、層の薄さが指摘できる。例えば、民主党派の場合、メンバー数は8党派合わせても全国で54万人程度しかおらず、最も規模の小さい台湾民主自治同盟(台盟)に至っては1,800人に過ぎないのである⁽³⁴⁾。このような実態を反映してであろう、各組織の最高位である主席のランクは3-4級(共産党では部長級)に止まっている。共産党の政治的指導力はこのような制度の存在によっても確保されているのである。また、科長級ポストと副科長級ポスト、そして、「主として機関内部での昇進による非指導的職務」がそもそも存在しない。なお、民主党派及び全国工商連の各主席には全人代副委員長或いは全国政協副主席のポストが与えられているのが普通なので、実際には2-3級の待遇が与えられているものと考えられる。第二に、中央統一戦線部(統戦部)との協力関係である。試行工作では、民主党派及び経済界にとって共産党中央の監督組織である中央統戦部の「協力」を受けるとされている。

総工会、共青团中央及び全国婦女連については、1級職と2-3級職ポストが設けられていない点以外は、「暫定条例」の関連規定に準ずる。残り15の主要社会団体についても、「暫定条例」に準ずる管理が行われているが、いずれの団体においても4-5級(共産党の副部長級)以上、或いは5-7級(同局長級)以上の幹部は「選任による指導的職務」とされていることから(外交学会のみ、選任・非選任の区別がなく、一括して「指導的職務」とされている)こうしたランクの幹部管理には党中央やその中央直属機関(主に中央組織部、中央統戦部、中央宣伝部)が強く関与していることがうかがわれる。ある中国人研究者は、中国の主な人民団体は中央書記処の指導を受けているため、純粋な社会団体というよりも、むしろ、共産党の大衆工作部門であるとしている⁽³⁵⁾。因みに、18団体のトップは、中央委員クラス(現役或いは元)の共産党員が務めることが多い。

第二に、職務によって異なる昇進・管理形態についてである。例えば、国家公務員と共産党内職務を例にとると、局長、副部長及び部長は、いずれも「選任によらず、また、主として機関内部での昇進による指導的職務」である。

第三に、主として資料上の制約から、本節でこれまで言及のなかった幹部のランクづけ問題である。まず、国家指導者層を構成する一部の人々、具体的には、国家主席と副主席、中央軍事委員会主席と副主席、最高人民法院長と最高人民検察院長であるが、国家主席と副主席は、賃金体系上、総理と同格とされている⁽³⁶⁾。また、従来的人事例から判断すると、中央軍事委員会主席は1級、同副主席は1-3級、最高人民法院長及び最高人民検察院長は副総理級に該当する2-3級と位置づけることが可能であろう。次に、香港、マカオという、2つの特別行政区の行政長官のランクである。中国の公式報道から判断すると、彼らは上位の部長或いは國務委員程度(3級程度)の扱いを受けているようである。また、香港行政長官のほうがマカオ行政長官よりも格が高い⁽³⁷⁾。

表1 職務名称表（名称，任免権の所在・採用形式，ランク）

		指 導 的 幹 部	
分野 根拠	共産党(中央及び省級)，政府(國務院及び省級)，全人代常務委員会，政協全国委員会		
	党：参照試行(中共中央通達)，政：国家公務員暫定条例(國務院公布)，人・協：参照試行(中共中央弁公厅公布)*		
1	党：総書記，政治局常務委員 政：総理 人：委員長 協：主席 (選挙形式を経た指導的職務・中共中央決定・1級)		
2	党：政治局委員，候補委員，中央書記処書記，中央紀律検査委員会書記 政：副総理，國務委員 人：副委員長 協：副主席 (選挙形式を経た指導的職務・中共中央決定・2-3級)		
3		党：部長，省委書記，中央紀律検査委員会副書記 政：部長，省長 人・協：秘書長	
4		党：副部長，省委副書記，同常務委員，中央紀律検査委員会常務委員，省紀律検査委員会書記 政：副部長，副省長 人：副秘書長 協：専属副秘書長 (選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・中共中央決定・同意・3-4級)	
5			党：局長，省委部長 政：司長，庁長 人・協：局長 (選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・中央組織部同意・公開選抜，競争制度・5-7級)
6			党：副局長，省委副部長 政：副司長，副庁長 人・協：副局長 (選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・中央組織部同意・公開選抜，競争制度・6-8級)
7		共：処長(選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・公開選抜，競争制度・7-10級)	
8			共：副処長(選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・公開選抜，競争制度・8-11級)
9			共：科長(主に地方・選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・公開選抜，競争制度・9-12級)
10			共：副科長(主に地方・選挙によらず，また，主として部内登用による指導的職務・公開選抜，競争制度・9-13級)
11			
12			
13			

(注) *「党」は共産党，「政」は政府，「人」は全人代，「協」は政協を指す。また，表中の「共」は共通の意。

(出所) 呉愛明等主編『中国公務員大辞典』，中国経済出版社，1993年，4ページ；人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(16)(20)(その複数の関連部分)，中国人事出版社，1994年；矢吹晋『中国の権力システム』，平凡社，2000年，165，167ページ；李明伍『現代中国の支配と官僚制』，有信堂，2001年，85-86ページをもとに筆者作成。

表2 職務名称表(名称, 任免権の所在・採用形式, ランク)

		指 導 的 幹 部			
分野 根拠 級	民主党派中央・全国工商連合会		全国総工会, 共青团中央, 全国婦女連合会		
	参照試行(中共中央弁公庁公布)		参照管理(中央組織部公布)		
1					
2					
3	主席(全人代副委員長或いは全国政協副主席として, 中共中央決定. 3 4級)(実際の待遇は2 3級)			主席(中共中央決定. 3 4級)(通常は1 3級の共産党幹部が兼任)*	
4		副主席(全人代或いは政協幹部として, 中共中央決定. 4 5級)		書記処第一書記, 副主席(部内推薦, 中央組織部審査, 中共中央決定. 4 5級)**	
5			部長(部内推薦, 中央組織部同意. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 5 7級)	書記処書記(部内推薦, 中央組織部同意. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 5 7級)(給与は1級上)	部長(部内推薦, 中央組織部同意. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 5 7級)
6			副部長(部内推薦, 中央組織部同意. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 6 8級)		副部長(部内推薦, 中央組織部同意. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 6 8級)
7		処長(部内登用, 公開選抜, 競争制度. 7 10級)		処長(部内登用, 公開選抜, 競争制度. 7 10級)	
8			副処長(部内登用, 公開選抜, 競争制度. 8 11級)	副処長(部内登用, 公開選抜, 競争制度. 8 11級)	
9					科長(地方のみ. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 9 12級)
10					副科長(地方のみ. 部内登用, 公開選抜, 競争制度. 9 13級)
11					
12					
13					

(注) *共青团の場合, 書記処第一書記(3 4級). **共青团の場合, 書記処常務書記(4 5級).

(出所) 表1に同じ.

表3 職務名称表（名称，任免権の所在・採用形式，ランク）

分野 根拠 級	非指導的幹部									
	政府(國務院,省級),共産党(中央,省級), 全人代常務委員会,政協全国委員会			民主党派中央・全国工商連			全国總工会,共青団中央,全国婦女連合会			
	国家公務員暫定条例(或いは参照試行)			参照試行			参照管理			
1										
2										
3										
4										
5	巡視員(主として部内登用競争制度.5 7級)							局長級幹事(主として部内登用競争制度.5 7級)*		
6		巡視員補佐(主として部内登用競争制度.6 8級)						副局長級幹事(主として部内登用競争制度.6 8級)		
7			調査研究員(主として部内登用競争制度.7 10級)						処長級幹事(主として部内登用競争制度.7 10級)	
8				調査研究員補佐(主として部内登用競争制度.8 11級)						副処長級幹事(主として部内登用競争制度.8 11級)
9	主任科員(公開試験と部内登用.9 12級)	副主任科員(公開試験と部内登用.9 13級)		科員(公開試験と部内登用.9 14級)	主任科員(公開試験と部内登用.9 12級)	副主任科員(公開試験と部内登用.9 13級)	科員(公開試験と部内登用.9 14級)	科長級幹事(公開試験と部内登用.9 12級)	副科長級幹事(公開試験と部内登用.9 13級)	幹事(公開試験と部内登用.9 14級)**
10				事務員(公開試験.10 15級)				事務員(公開試験.10 15級)		事務員(公開試験.10 15級)
11										
12										
13										
14										
15										

(注) *共青団にはこの職務がない。 **全国婦女連合会の場合，局長級幹事，副局長級幹事，処長級幹事，副処長級幹事，科長級幹事，副科長級幹事及び幹事に相当する職務として，局長級協調員，副局長級協調員，処長級協調員，副処長級協調員，科長級協調員，副科長級協調員及び科員。

(出所) 表1に同じ。

表4 給与体系に基づく軍人のランク

軍事、政治 兵站幹部	専門技術幹部 専門技術文官幹部	非専門技術文官幹部	階級
正軍長職	4級	正軍長職の待遇に基づく	少将
副軍長職	5級	副軍長職の待遇に基づく	大校
正師団長職	6級	正局長職	上校
副師団長職	7級	副局長職	中校
正連隊長職	8級	正処長職	少校
副連隊長職	9級	副処長職	上尉
正大隊長職	10級	正科長職	中尉
副大隊長職	11級	副科長職	少尉
正中隊長職	12級	一級科員	
副中隊長職	13級	二級科員	
小隊長職	14級	事務員	

(出所) 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(25), 2003年,
395ページをもとに筆者作成。

国家機構に対する中国共産党の人事指導

共産党による党政幹部管理は、これまで考察してきたように、「編制」制度、「暫定条例」及び「参照施行」制度と「参照管理」制度（以上に加え、本稿では紙幅の関係で詳述しないが「職務名称表」といったいくつかの制度的枠組みに基づいて行われている。

ところで、党政幹部の任用について定めた党内規定である「選抜任用工作条例」はその第8章で、共産党の意志に基づいて党外人事を行う際の手続きを定めているが³⁸⁾、党外人事（より本質的には、党の方針全般）をスムーズに実現させるため、共産党は党外組織に対していかなる人的措置を講じているのだろうか。本節では、「国家の権力機構」とされる人代と政策執行に責任をもつ政府（中央においては國務院）について、次節では、「中国共産党が指導する多党合作と政治協定の重要な機構」とされる政協について、それぞれ考察する。

人代での審議事項（本節の問題意識に基づけば人事案件）を党の意志通り実現させるため、共産党は、いくつかの人的措置を講じて指導力を行使しようとしてきている。

第一の措置は、地方各級党委幹部による同級人代主任の兼任奨励である。改革開放路線採用直後の1979年8月、「人代常務委員会主任は、実際の状況に応じ、党委トップ、ナンバーツー或いはナンバースリー中の適当な人物が兼任してもよい」との通知が党中央から出されている³⁹⁾。このような方針は、党内ランクの上下関係によって人代に対する党の絶対的指導を確保しようとしたもので、より大局的、総論的な指導枠組みである。文革の反省から、共産党は改革開放当初より、過度の権力集中を意味する「党政不分」を「党政分離」に改めるとの方針を示していた。それにもかかわらず、こうした兼任政策が推進されたのは、政府、法院及び検察院の各工作に対する監督機能を有するとされ

る各級人代（常務委員会）⁴⁰⁾が、共産党による指導体制を維持するうえで最も注意を払わねばならない党外組織として認識されていたからに他ならないと考えられる。

第二に、「中央枠」の存在である。党中央は、全人代代表の一部を「中央枠」として確保し、その時々政治的必要性に応じてこれを各代表団に振り分けることで、彼らを通じた対全人代コントロールを行ってきた。枠の割り振り手順としては、まず党中央が、全人代代表入りの必要性があると認められる特定の人物（北京に勤務していること、共産党員かまたは共産党を強く支持する非党員であることが主な基準）に関し、各民主党派、無党派人士及び人民団体と協議を行い、同人を候補者リストに入れる。そして、全人代常務委員会弁公庁がその結果に従い、彼らを代表候補者として各省級人代に推薦するのである。このような枠は、第6期（1983年6月 88年4月）及び第8期（93年3月 98年3月）に各220、第9期（98年3月 2003年3月）に225あった。筆者は、第10期全人代第1回会議（03年3月）に出席した甘肅省代表48名のうちの5名が中央枠選出者であることを確認している。因みに、この5名とは、党中央政治局常務委員（温家宝）、国家開発投資公司総経理、中国核工業集团公司総経理、中国民主同盟（民盟）副主席及び中国石油天然ガス株式有限公司副会長である⁴¹⁾。

第三に、数の優位を確保するための措置である。第10期全人代（2003年3月 08年3月予定）を例にとると、常務委員会の場合、党員常務委員は全常務委員の70%を超えないとする党中央の示したガイドラインに従って、中央政治局が全体的指導を行っている⁴²⁾。また、全人代全体について見ても、党員代表は全代表の72.99%を占めているが、この割合は第4期（1975 78年）の76.3%に次ぐ過去2番目の高比率であり、しかも、改革開放期に入って、党員代表比率は次第に高まりつつある⁴³⁾。82年1月の全国統戦工作会議で出された「各級人代代表構成につき、党員代表数は非党員代表数より多少多くてもよい」との方針は、今に至るも堅持されているのである⁴⁴⁾。更に、常務委員会の指導機構であり、代表大会と常務委員会に上げる議題案を実質的に決定する権限をもつ委員長会議（地方の場合は主任会議）メンバーの過半数も、党組織メンバーによって占められているのである⁴⁵⁾。例えば、第7期全人代（88年4月 93年3月）及び第8期全人代の常務委員会委員長会議メンバー各21名のうち、前者については12名、後者については11名（うち、各9名が党組メンバー）を、それぞれ共産党員が占めている⁴⁶⁾。

第13回党大会は、大会報告の一章が「政治体制改革」にあてられ、それ以降改革が実行に移されていった点で、画期的な大会だった（ただし、党組廃止などの大胆な試みは、結局「6・4」〔天安門事件〕で頓挫した）。中央委員の選出過程で差額選挙が実施されたのも本大会が初めてだったが⁴⁷⁾、その後行われてきている省級人代を舞台とした選挙では、党の予期しえなかった事態が繰り返し発生している。例えば、88年の全国省級指導者改選にあたり、党は各地の人代に対し、省長（市長、自治区主席）・副省長（副市長、自治区副主席）、人代主任・副主任、人民法院長及び人民検察院長などの地方指導者候補者計541名を推薦したが、選挙の結果、9名が落選した。内訳は、副省長候補者6名、法院長候補者中国共産党の幹部管理政策 「党政幹部」と非共産党組織

1名及び検察院長候補者2名である。1993年の選挙に際しては、推薦者558名中の1.4%、即ち、8名が落選したが、うち2名は省長候補者だった。98年選挙でも8名（全員が副省長或いは同級幹部候補者）が落選している⁽⁴⁸⁾。部長級或いは副部長級に該当する指導者の推薦は党中央の決定或いは同意によるので⁽⁴⁹⁾、党組織候補者の落選という結果が党上層部に与えた衝撃は決して小さくなく、違いない。

人事管理を通じて自らの意志を確実に実現しようという党の決意は、こうした度重なる「敗北」を契機に、次第に強まってきているように思われる。その最も顕著な政策例が、省級党委書記による同級人代主任の兼任推進である。2002年末から03年初めにかけて全国で行われた省級人代主任の改選において、「省及び直轄市人代主任は、政治局委員が党委書記を兼任する省と直轄市を除き、省級党委書記が兼任する。5つの民族自治区は関連する法律規定と実際の状況に応じて、人代主任を選出した」。その結果、97年末時点で31名中3名に止まっていた兼任者は⁽⁵⁰⁾、04年1月末現在23名にまで増えた。兼任が実現していないのは、上記の基準に基づくと、人事異動を受けて人代主任ポストが空席となっている海南省だけである。

政府人事に目を向けると、ここでの党の方針は、「非党員の排除」を唯一、最大の特徴とする。具体的には、組織の最高職務には就けないことであり、機密性の高い組織からは排除することである。中央が批准した中央組織部と中央統戦部の共同文書は、「國務院各部委のうち、党外関係者を置くことが適当でない少数の単位を除き、条件があり、適当な人物がいる単位は、彼らを副部長、副司長・副局長職に就かせるよう考慮すべき」であり、少数の単位とは「国防、外交及び公安部門など」であるとしている⁽⁵¹⁾。また、中央書記処は1983年1月、「省、市、自治区はそれぞれの状況に応じ、非党員幹部1名を副省長、副市長或いは副主席に就ける」とする中央統戦部の意見書に同意している⁽⁵²⁾。第9期全人代期間中（98年—2003年）、一部の中央政府機関と全ての省級政府は党外関係者を指導部入りさせたが、彼らがいずれも副職（副部長級）ポストに止まったこと、対象となった中央機関に国防部、外交部及び公安部が含まれていないことは⁽⁵³⁾、20年前の方針が現在でも依然として有効であることを物語っている。

指示の内容や頻度から判断する限り、政府部門の人事的アレンジに対する党の関与は人代に対するほど強くない。それは、次の理由によるものと思われる。第一に、各級政府の主要人事は同級人代（或いは常務委員会）によって決まるので、人代に対する指導を貫徹しさえすれば、政府人事で波乱が生じるといったことは余り考えられないという、政治制度上或いは手続き上の問題がある。第二に、中央政府機関職員の80%以上が党員であるとされるように⁽⁵⁴⁾、公務員に占める党員比率の高さが指摘できる。党意志の貫徹は、党組織を通じた通常の党活動によっても十分可能なのである。

政協・民主党派の対共産党従属構造

政協に対する共産党指導は、政協そのものと、その主要構成組織である民主諸党派、無党派人士、工商連、主要社会団体などに対する監督を主たる任務とする統戦部が各級共産党組織内に設けられ、関連作業が統戦部門を中心に進められる点を最大の特徴とする。人事管理一般が「職務名称表」や「選抜任用工作条例」といった大枠に基づいて行われている点は、政協の場合も人代や政府機関と同じだが、実際の作業は統戦部門が中心となって行われる。人代表の人選が組織部門を中心にして行われるのに対し、政協委員の人選は統戦部門中心に行われる⁽⁵⁵⁾。改革開放期に中央統戦部長を務めた6名中の5名までが全国政協副主席を兼任しているが、これも、政協組織に対する党指導貫徹のための人的、組織的措置であると考えられる。唯一の例外が丁関根（統戦部長在任1990年11月92年11月）だが、丁は部長時代、政協副主席は兼任しなかったものの、同職務よりも党内ランクの高い党中央書記処書記を務めていた。

共産党は、人代に対するのと同様、政協組織においても、黨員委員と非黨員委員の比率を設定している。しかし、黨員割合の優位が求められていない点故人代と異なる。党中央の通知に基づき、第6期全国委員（1983-88年）に占める黨員割合が第5期の60%から40%に低下したが、この割合は現在（第10期）に至るも変化がない⁽⁵⁶⁾。第10期全国政協常務委員に占める黨員割合について党中央が示した指標は、これよりも更に低い35%未満というものだった⁽⁵⁷⁾。民主党派関係者の中には共産黨員を兼ねる「二重党籍」者も一部存在し、しかも、統計上、彼らは非共産黨員とされているが⁽⁵⁸⁾、仮に彼らを黨員として計算したとしても、共産黨員数が過半数を超えるとは思えない。

数の優位を求めなくてもよい第一の理由は、「国家の権力機関でも執行機関でもない」⁽⁵⁹⁾とされる、政協組織の政治的位置づけそのものにあると考えられる。例えば、政協定款第2条によると、政協の主要機能は「政治協商」と「民主的監督」であるとされるが、「協商」も「監督」も政策決定への関与までは意味しない概念である。また、第33条によると、政協の最高意思決定機関である全国委員会全体会議が行使できる職権も、「定款の変更とその実施監督。全国委員会主席、副主席、秘書長及び常務委員の選出。常務委員会工作報告の聴取と審議。委員会の重大な工作方針と任務の討議、決議。国家の重大政治方針に関する討論への参与、それへの提案と批判提起」⁽⁶⁰⁾に限定されている。職権の最後の部分は、全人代への列席程度の意味であると解される。

第二の理由としては、例えば、政協を構成する一大勢力である民主党派中央上層部に黨員を送り込んでいるように⁽⁶¹⁾、関連組織を共産党がその内部からコントロールしようとしている点が指摘できる。因みに、民主党派主席8名中の4名（韓啓徳・九三学社中央委員会主席、張克輝・台湾民主自治同盟中央委員会主席、羅豪才・中国致公党中央委員会主席、丁石孫・中国民主同盟中央委員会主席）は共産黨員でもある⁽⁶²⁾。また、本稿では、主要社会団

体の指導層が「選任による指導的職務」として共産党によって管理されている可能性を指摘した。

共産党は、党内ランク第4位の指導者に全国政協主席を兼任させるという方式を第8期から3期続けて採っている。これは、一方においては党が国家統合の象徴として政協を重視していることの表れであろう。然るに、憲法前文には「中国人民政治協商会議は広範な代表性を有する統一戦線組織である」との言及はあるものの、本文には政協組織に関する言及はおろか、「政協」の文字すら現れないのである。全人代が「最高国家権力機関」として、一節をさいて扱われているのとは対照的に、全国政協の場合、その政治的位置づけが不明確なのである。

もっとも、「編制」制度という中国特有の制度に判断基準を求めれば、政協組織の公的性格は明らかである。共産党は実際、政協を政府の、時には党の一機関として扱っている。例えば、前述の通り、国家機構編制委員会は全国政協を国家機関として扱っているのである。党中央直属機関として認識される場合もある。1981年5月11日に出された中央統戦部と中央組織部の共同通知⁽⁶³⁾によると、「統戦系統単位に属する処長級以下の幹部の異動は、国家機関に属する場合は国家人事局がその手続きを行い、中央直属機関に属するもの（例えば、全国政協機関、民主党派中央機関）は中央統戦部が行う」。全国政協を党中央直属機関と見なす記事は『人民日報』でも確認できる⁽⁶⁴⁾。

政協を構成する民主党派も、事実上公的組織としての扱いを受けている。

「賃金でなく、生活費の支給に頼る各級政協委員」らの生活改善に関する指示が中央統戦部、人事部及び財政部の連名でしばしば出されているが⁽⁶⁵⁾、これは、非共産党委員（民主党派関係者及び無党派人士）の生活改善の鍵を共産党が握っていることを示している。地域単位での参加となっている人代（例外は解放軍）と異なり、組織単位での参加が基本となっている政協は、民主党派が組織としての活動を行うことのできる数少ない場である。しかし、最高幹部（その多くが全国政協副主席或いは常務委員、または、全人代副委員長或いは常務委員である）や機関職員が、党政幹部として国家公務員に準じた人事管理を受けている以上、共産党の政策と相容れない方針を民主党派が採るようには思えない。また、知識人の割合が高い民主党派の場合、党派メンバー（その一部は各級政協委員或いは人代表である）の多くが研究職を中心とした公務員として、各級党組織及び政府関連機関の管理監督対象となっていることが推測される。更に、民主党派の外にも目を広げると、例えば第10期全国委員の場合、本稿で考察した「参照試行」制度実施組織及び「参照管理」制度実施組織から選出された委員は合計673名（前者が444名、後者が229名。共産党を除く）で、全体の約31.5%（共産党を除く）を占めている⁽⁶⁶⁾。これらの委員全てが「試行」や「管理」の対象となるわけではない。しかし、公務員或いは公務員に準じる人々がこれほどの割合を占めるという事実は、共産党や政協が語るその重要性なるもの（例えば「広範な代表性」）をかなりの程度低下させると言わざるを得ない。

現代中国政治における民主党派の役割、とりわけ、共産党が目指す国家建設における

役割は、江沢民が総書記に就任した約半年後の1989年12月30日に出された「中国共産党が指導する多党合作と政治協商制度を堅持し、発展させることに関する中共中央の意見」で明確に示されている⁽⁶⁷⁾。「共産党が指導」との表現が両者の関係を如実に物語っているが、民主党派はこの中で、「中国共産党の指導と4つの基本原則を堅持」しつつ、「社会主義初級段階の基本路線を堅持し、わが国を豊かで強大な、民主的で、文化的な社会主義近代国家に建設し、祖国統一と中華振興のために奮闘する」ことを共同任務とするよう求められている。これは、即ち、共産党が進める社会主義市場経済建設と祖国統一（現在においては台湾統一）のため、民主党派の知恵、財力及び人脈の提供を求めたものに他ならない。

改革開放期に入って、8つの民主党派は、共産党全国代表大会開催を受けてそれぞれの全国代表大会を開催することを恒例としているが、自身と共産党の関係については、その際採択された政治綱領や各種決議の中に明確に反映されている。1997年の場合、第15回共産党大会で鄧小平理論が党規約入りしたのを受け、各党派は同理論を指導思想とすることを謳いあげている⁽⁶⁸⁾。また、2002年においては、第16回共産党大会が「三つの代表」を党の指針に入れたのを受け、各党派はこれを真剣に学んでいく決意を表明した。例えば、中国国民党革命委員会（民革）第10回全国大会決議には、「三つの代表」を含む第16回共産党大会精神に自らの思想と行動を統一させること、共産党の指導の下で多彩な祖国統一活動を推進し、台湾独立には断固反対すること、などが盛り込まれている⁽⁶⁹⁾。

政協全国委員は、選出される委員本人のあずかり知らぬところで、中央組織部や統一戦線部といった共産党中央組織の必要性に基づいて選出されるという⁽⁷⁰⁾。このような委員から構成される政協が、党の意向や方針と異なる動きをとるとは思えない。1993年の全国省級指導者改選で、「当選した政協指導者グループの全メンバーが、共産党がその他党派及び人民団体と協議した上で提案した者」⁽⁷¹⁾だったことは、政協に対する党の指導が人代に対してよりも効果的に行われていることの証左である。

建国時における貢献という過去の記憶と国家統一（民族・宗教的統一の維持と台湾統一の実現）という現時点での必要性ゆえに、政協は組織としての存続意義を与えられている。「広範な代表性を有する」とされる政協であるが、期待される広範な代表性も、共産党の指導によって事実上形骸化し、共産党に付属する国家統一組織となっているのが実態なのである。

（注）

- (1) John P. Burns, *The Chinese Communist Party's Nomenclature System*, M. E. Sharpe, Inc., 1989, p. ix.
- (2) 毛里和子『現代中国政治』、名古屋大学出版会、1993年、175ページ。
- (3) 中共中央組織部幹部一局編著『党政領導幹部選拔任用工作条例 学習輔導』、党建讀物出版社、2002年、5ページ。
- (4) 張志堅主編『当代中国的人事管理（下）』、当代中国出版社、1994年、413-414ページ；吳愛明等主編『中国公務員大辞典』、中国経済出版社、1993年、145ページ。
- (5) 前掲『当代中国的人事管理（下）』、264、295、412-414ページ。

- (6) 中央弁公庁法規室・中央紀委法規室・中央組織部弁公庁編『中国共産党党内法規選編1996-2000』、法律出版社、2001年、151-152ページ。
- (7) 中共中央組織部編『中国共産党組織工作辞典』、党建読物出版社、2001年、379ページ。
- (8) 國務院法制弁公室編『新編中華人民共和国常用法律法規全書』、中国法制出版社、2003年、1284、1292ページ。
- (9) 中央弁公庁法規室・中央紀委法規室・中央組織部弁公庁編『中国共産党党内法規選編1978-1996』、法律出版社、1996年、283ページ。
- (10) 謝朝昇・陳国柱主編『基層党的組織工作實務新編』、中共中央党校出版社、2002年、29ページ。
- (11) 王火主編『機關基層党的組織工作实用手冊』、中央編訳出版社、2001年、54-55ページ。
- (12) 労働人事部政策研究室編『人事工作文件選編』(6)、1986年、540-543ページ。
- (13) 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(10)、河北人民出版社、1989年、603ページ。
- (14) 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(11)、学苑出版社、1989年、638ページ。
- (15) 前掲『中国公務員大辞典』、169-170ページ。
- (16) 同上、145ページ; 王名・劉国翰・何建宇『中国社団改革-從政府選挙到社会選挙』、社会科学文献出版社、2001年、167ページ。
- (17) 徐頌陶主編『新編国家公務員制度教程』、中国人事出版社、2001年、77ページ。
- (18) 舒放・王克良主編『国家公務員制度教程』、中国人民大学出版社、2001年、4-6ページ; 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(16)、中国人事出版社、1994年、5-21ページ。
- (19) 「公開考試錄用公務員」『人民日報』1994年7月31日。
- (20) 「從政的大門向優秀者敞開」『人民日報』1996年9月23日。
- (21) 「中国国家機關全面推行考試錄用制度」『人民日報』1996年6月14日。
- (22) 朱慶芳主編『国家公務員錄用考試-報考須知』、中国人事出版社、2001年、164ページ。
- (23) 同上、168ページ。
- (24) 同上、120、125-126ページ。
- (25) 前掲『人事工作文件選編』(16)、22-27ページ。
- (26) 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(19)、中国人事出版社、1997年、196-203ページ。
- (27) 同上、220-223ページ。
- (28) 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(17)、中国人事出版社、2000年、27-38ページ; 前掲『人事工作文件選編』(19)、204-209ページ。
- (29) 前掲『人事工作文件選編』(17)、16-19ページ; 前掲『人事工作文件選編』(19)、210-219、257-260ページ; 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(20)、中国人事出版社、1998年、130-134ページ; 中共中央組織部幹部調配局編『参照国家公務員制度管理工作指導手冊』、党建読物出版社、1997年、174-181、187-222ページ。中華全国青年連合会及び欧米同学会にも特別な社会団体としての地位が付与されている模様である。謝慶奎主編『当代中国政府与政治』、高等教育出版社、2003年9月、274-275ページ。
- (30) 前掲『国家公務員錄用考試-報考須知』、169ページ。
- (31) 「中共中央組織部、人事部-2003年中央、国家機關錄用考試公告」『人民日報』2002年10月31日。
- (32) 前掲『国家公務員錄用考試-報考須知』、4ページ。
- (33) 党中央が管理する職務については、人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(13)、中国人事出版社、1991年、35-53ページ。
- (34) 「我民主党派参政踴躍-30名民主人士任省級官員」[<http://www.sina.com.cn/c/2003-03-01/1651928427.html>](2003年4月15日)。
- (35) 前掲『中国社団改革-從政府選挙到社会選挙』、170ページ。
- (36) 前掲『人事工作文件選編』(16)、229ページ。
- (37) 「香港第十届全国人大代表選挙會議舉行首次會議」『人民日報』2002年11月2日; 「澳門第十届全国人大代表選挙會議舉行首次會議」『人民日報』2002年11月3日; 「胡錦涛会见董建華和何厚鏞」『人民日報』2002年12月12日。
- (38) 前掲『党政領導幹部選拔任用工作条例-學習輔導』、16-18ページ。
- (39) 中共中央組織部幹部調配局編『幹部管理工作文件選編』、党建読物出版社、1995年、166-168ページ。
- (40) 中華人民共和国憲法第67条6項目及び第104条。全人代常務委員会の場合、中央軍事委員会の工作も監督対象に含まれる。
- (41) 蔡定剣『中国人民代表大会制度』(第4版)、法律出版社、2003年、155-156ページ; 『甘肅省出席第十届全国人民代表大会第一次會議代表名冊』、甘肅省人大常委会代表工作委員會、2003年2月20日。
- (42) 「凝聚起民族的意志和力量」『人民日報』2003年3月17日。
- (43) 「新的特点-新的起点」『人民日報』2003年3月4日; 前掲『中国人民代表大会制度』(第4版)、220ページ。

- (44) 労働人事部政策研究室編『人事工作文件選編』(5) 労働人事出版社、1984年、348ページ。
- (45) 前掲『中国人民代表大会制度』(第4版) 35、235ページ。
- (46) 中共中央組織部・中共中央党史研究室・中央檔案館編『中国共産党組織史資料(1921—1997)附卷一(下)』、中共党史出版社、2000年、705—706、713ページ; 沈学明・鄭建英主編『中共第一屆至十五屆中央委員』、中央文獻出版社、2001年。
- (47) 「掀開歷史新篇章」『人民日報』1987年11月2日。
- (48) 前掲『中国人民代表大会制度』(第4版) 351—353ページ; 前掲『幹部管理工作文件選編』、244ページ。
- (49) 唐亮『現代中国の党政關係』、慶応義塾大学出版会、1997年、76ページ。
- (50) 「新氣象新情況新問題折射政治生活变化」『瞭望新聞周刊』2003年9月8日、第36期、11ページ。
- (51) 前掲『幹部管理工作文件選編』、321、324ページ。
- (52) 前掲『人事工作文件選編』(6) 9ページ。
- (53) 中央統戰部編『合作共事工作手冊』、華文出版社、2001年、321—323ページ。
- (54) 「按『三個代表』要求把機關黨組織建設好」『人民日報』2002年8月11日; 「“新”字從何而來」『人民日報』2003年6月30日。
- (55) 労働人事部政策研究室編『人事工作文件選編』(4) 労働人事出版社、1984年、158—164ページ。
- (56) 謝慶奎主編『当代中国政府』、遼寧人民出版社、1991年、99ページ; 「中国人民政治協商會議第十屆全國委員會委員名單」『人民日報』2003年1月26日。
- (57) 前掲「凝聚起民族的意志和力量」。
- (58) 前掲『甘肅省出席第十屆全國人民代表大會第一次會議代表名冊』。
- (59) 胡洪宝・張先義主編『統一戰線幹部教育培訓工作手冊』、華文出版社、1999年、254ページ。
- (60) 中国綜合研究所・編集委員會編『現行中華人民共和國六法』、ぎょうせい、1988年、369、373ページ。
- (61) 中国人民銀行人事司編『人事工作文件選編(幹部管理部分)』、中国金融出版社、1985年、350ページ。
- (62) 『中国党政軍高級領導人詞典』編輯部編輯『中国党政軍高級領導人詞典』、香港文匯出版社有限公司、2003年、67、109、145ページ; [<http://www.peopledaily.com.cn/GB/shizheng/252/9667/9685/20030315/944437.html>](2003年11月7日)。
- (63) 前掲『人事工作文件選編』(4) 48ページ。
- (64) 「讓理論之光照亮新世紀的航程」『人民日報』2001年11月23日。
- (65) 前掲『人事工作文件選編』(19) 533ページ; 人事部政策法規司編『人事工作文件選編』(21) 中国人事出版社、1999年、446—447ページ。
- (66) 前掲「中国人民政治協商會議第十屆全國委員會委員名單」。
- (67) 中共中央文獻研究室編『十三大以來重要文獻選編 中』、人民出版社、1992年、821—830ページ。
- (68) 前掲『統一戰線幹部教育培訓工作手冊』、174—186ページ。
- (69) 「台湾民主自治同盟第七次全盟代表大會閉幕」『人民日報』2002年12月4日; 「九三學社八大在京閉幕」『中国農工民主黨十三大在京閉幕』『人民日報』2002年12月9日; 「中国国民党革命委員會十大在京閉幕」『人民日報』2002年12月10日; 「中国致公黨十二大在京閉幕」『人民日報』2002年12月15日; 「中国民主建國會第八次全國代表大會在京閉幕」『人民日報』2002年12月19日; 「民盟九大在京閉幕」『人民日報』2002年12月20日; 「中国民主促進會第九次全國代表大會在京閉幕」『人民日報』2002年12月22日。
- (70) 2002年3月、現政協全國委員某氏に対して筆者が行ったインタビューより。
- (71) 「省級領導班子換屆圓滿結束」『人民日報』1993年6月29日。

(すわ・かずゆき 北海道大学言語文化部 E-mail: zf@LKK.104.net)